

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	（1）中長期基本計画を策定している。 （2）中長期基本計画は、当協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/regulations/にて公開している。 （3）2025年6月理事会においてその内容を公開し理事からの意見を求めたのち、2025年7月指導書講習会の中で、指導委員会において主な構成員である都道府県協会に所属する主要な指導者60名に説明を行い意見を求た。理事会・指導委員会の意見を参考に基本計画を策定した。	01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（2）組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	（1）事務局については運営委託先である協賛企業の人事方針に従っている。コーチ指導員については中長期基本計画の中で方針を示している。 （2）中長期基本計画は、当協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/regulations/にて公開している。 （3）2025年6月理事会においてその内容を公開し理事からの意見を求めたのち、、2025年7月指導書講習会の中で、指導委員会において主な構成員である都道府県協会に所属する主要な指導者60名に説明を行い意見を求た。理事会・指導委員会の意見を参考に基本計画を策定した。	01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画 02_2025年度指導者講習会開催要項
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（3）財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	（1）一般財団法人法に基づき年次の事業計画において、財務計画を公表しているとともに、財務の健全性確保に関する計画は中長期基本計画の中で策定している。 毎年の評議員会に収支決算および収支予算について付議している。 （2）中長期基本計画は、当協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/regulations/にて公開している。 （3）2025年6月理事会においてその内容を公開し理事からの意見を求めたのち、、2025年7月指導書講習会の中で、指導委員会において主な構成員である都道府県協会に所属する主要な指導者60名に説明を行い意見を求た。理事会・指導委員会の意見を参考に基本計画を策定した。	01_公益財団法人日本バウンドテニス協会運営に関する中長期基本計画 02_2025年度指導者講習会開催要項

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 現在、理事16名のうち、外部理事6名は、協賛企業、学識経験者及び他団体の役職者などから構成され目標割合は遵守できている。 (2) 前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、在任期間の制限を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 外部評議員、理事の目標割合及び女性評議員、理事の目標割合を示した「評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規」を策定し、2025年9月定時理事会において承認し施行した。2027年度の役員改選時(2027年6月評議員会)の改選時から適用する。	03_役員名簿 04_評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 2023年度、定款に新たな評議員選任に関する条項を改定し「評議員選定委員会」による選任とした。さらに「評議員候補者選出および評議員選定委員会運営規程」を定め、評議員の改選を行った。 新たな評議員は各ブロックから選出された9名の評議員に3名の学識経験者を加えた12人で構成されている。当団体の学識経験評議員の構成比は25%となっている。 (2) 前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。外部評議員、理事の目標割合及び女性評議員、理事の目標割合を示した「評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規」を策定し、2025年9月定時理事会において承認し施行した。2027年度の役員改選時(2027年6月評議員会)の改選時から適用する。	05_評議員名簿 09_評議員候補者選出および評議員選定委員会運営規程 04_評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) 今年、指導者委員会の下部機関としてアスリート委員会を設置、アスリート委員会規程を定め当協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/regulations/ にて開示している。 (2) 各ブロックを代表する活躍をしている男女選手および全日本選手権大会上位入賞者を中心に、男女年齢別種目などのバランスを考慮して人選を進めた。 (3) アスリート委員会を年1回以上開催し、担当理事も出席する。また、理事会にオブザーバーとしてアスリート委員会代表が出席し、その意見を組織運営に反映させる予定である。	06_アスリート委員会規程 07_アスリート委員名簿 08_アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現在、理事会は、理事16名、監事2名で適正な規模であり、実効性は確保されていると思われる。	03_役員名簿

(様式2)		スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式		
審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	（1）前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、年齢の制限を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 現在は役員就任時に原則として75歳を超えて新規に就任することが無いよう「評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規」を策定し、2025年9月定時理事会において承認し施行した。2027年度の役員選定対象社(2027年6月評議員会)から適用する。	04_評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	（3）役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	（1）前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行うことになり、その過程で長期在任する役員の指導支援が不可欠だったため、在任期間の制限を設ける規定は設けなかったが、2024年7月公益認定以降、徐々に新陳代謝を進めてきた。 現在は役員就任時に原則として理事が原則として10年を超えて在任することがないように「評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規」を策定し、2025年9月定時理事会において承認・施行した。2027年度の役員改選対象者(2027年6月評議員会)から適用する。	04_評議員、理事及び監事候補者の選定に関わる内規
			【例外措置または小規模団体配慮措置】 当協会は、役員及び執行部スタッフの新陳代謝を図るため、および中長期基本計画等に定める目標を実現するために、現会長および現理事数名は、評議員が認めた場合には1期継続することができるものとした。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 2023年度、独立した諮問委員会として「評議員選定委員会」を設置した。 理事・監事については一般法人法「評議員会の承認をもって、理事を選定する」に従って、選定しているので 役員候補者選定に関する規程は設けていない。2029年度までに整備する。	09_評議員候補者選出および評議員選定委員会運営規程
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) 倫理規程および処分規程を整備している。	10_倫理規程 11_処分規程
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	(1) 定款および加盟団体規程、事務局規程、指導委員会規程など整備している。	12_定款 13_加盟団体規程 14_経理規程 15_事務局規程 16_指導委員会規程
13	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	(1) 事務局規程、指導委員会規程、大会開催規程、公認資格認定試験開催規程、公認指導員資格認定審査規程、公認審判員資格認定審査規程、公認コーチ細則などを整備している。今後も、織運営に必要な規程を整備する。	15_事務局規程 16_指導委員会規程 17_大会開催規程 18_公認資格認定試験開催規程 19_公認指導員資格認定審査規程 20_公認審判員資格認定審査規程
14	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	(1) 「理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類」を整備している。（当協会の役員・評議員は全員「無報酬」） 事務局は運営を協賛企業に委託しており、報酬は支払っていないので、職員の報酬に関する規程は設けていない。	22_理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	(1) 法人の財産に関する規程として「寄付金等取扱規程」を整備している。	23_寄付金等取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	(1) 当協会の財政は、寄付金、協賛金のほか、都道府県協会加盟金、公認審判員指導員登録料および更新料が、主な財源である。 今後、「中長期基本計画」に沿って必要な財政的基盤を整えるための規程を整備する。	18_公認資格認定試験開催規程 19_公認指導員資格認定審査規程 20_公認審判員資格認定審査規程 21_公認コーチ細則 23_寄付金等取扱規程 13_加盟団体規程 01_公益財団法人日本バウン ドニース協会運営に関する中長期
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程 その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	(3) 当協会では、代表選手選考を行っていないため、本審査項目は適用されない。 また、出場選手の参加資格については大会要項に明記している。	
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	(1) 公認審判員資格認定審査規程を基に、公平かつ公正に選考している。 審判員を選出する際、その試合の利害関係が無いよう選手と同じ県の出身の審判は外している	20_公認審判員資格認定審査規程
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	(1) 現在公認会計士および司法書士と顧問契約を結んでおり、日常的に法務に関する助言を受けることができる。また、事業協賛をいただいている協賛企業の専門家に、法務関係について日常的に問い合わせできる体制にあり、必要があれば弁護士への相談もできるルートを確保している。 (2) 理事及び監事は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無を判断できる程度の法的知識を有している。	24_内田司法書士顧問業務委託契約書 25_吉原公認会計士顧問契約書

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) 現在コンプライアンス委員会の機能は、倫理委員会が担っている。倫理委員会が「事業執行の公正化、人道的問題への姿勢に対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、本協会に対する社会的な信用を確保する」ことを目的として設置されている。 (2) 来年度以降、倫理委員会においてコンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びコンプライアンス委員会の運営手順等を取りまとめ、議事録等によって、記録を残してゆく。 (3) 今後、倫理委員会に、少なくとも女性1名以上を構成員に配置するよう選定を進める。	10_倫理規程 26_倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
21	〔原則4〕 コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	(1) 倫理委員会の構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。弁護士は費用負担の理由から配置していない。	26_倫理委員会名簿
22	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 倫理委員会の構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。弁護士は費用負担の理由から配置していない。	26_倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 指導者に対しては、協会主催「指導者講習会」の定期的に講習テーマの一環として、コンプライアンス教育を盛り込んでいる。 選手に対しては上記の研修を受講した指導者から、各都道府県の選手に対して現場に則した形で教育を行うように指導している。 全日本選手権大会に出場する選手については、事前資料やミーティングの場に盛り込んでいる。	27_コンプライアンス講習会_2024,2025
24	〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 協会主催「指導者講習会」のテーマの一環として、コンプライアンス教育を盛り込んでいる。 審判員全員に対しては上記の研修を受講した指導者から、各都道府県の選手に対して現場に則した形で教育を行うように指導している。 全日本選手権大会に参加する審判員についても、事前資料や審判員会議の場に盛り込んでいる。	27_コンプライアンス講習会_2024,2025
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 月例事務局ミーティングに協賛企業の役員である理事、監事が同席し、専門家のサポートが必要となると想定される内容については、都度確認している。 (2) 公認会計士および司法書士と顧問契約を結んでおり、日常的にサポートを受けることができる体制を構築している。	25_内田司法書士顧問業務委託契約書 26_吉原公認会計士顧問契約書
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 13_経理規程を整備しており、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。また定款に基本財産については明記している。 決算には顧問会計士に都度会計原則を遵守しているか確認し、監事にも確認を取っている。 (2) 一般財団法人法に基づき、適性のある監事を任命している。 (3) 定期監査を実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。	28_監事名簿(監事の適性がある と考える理由) 14_経理規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	（1）国庫補助金、J S C補助金の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守している。	29_令和4～6年スポーツくじ助成金振興基金助成金交付通知書
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	（1）公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類は全て開示している。 （2）予算・決算報告等は全て協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/report/ にて開示している。	30_2 0 2 5 年度事業計画および収支予算書 31_2 0 2 4 年度事業報告および決算開示
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	（1）当協会では、代表選手選考を行っていないため、本審査項目は適用されない。	
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	（1）ガバナンスコードの遵守状況を当協会ホームページ公開URL http://boundtennis.or.jp/association/regulations/ にて開示している。	32_2024年 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 理事については、就任時に理事会で取引内容について詳細な報告を行い承認を得るようにし、管理している。 (2) 利益相反取引に関する規程は設置していないが、利益相反ポリシーに従って利益相反を管理している。	33_利益相反取引の承認に関する件 34_利益相反ポリシー
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを設けている。	34_利益相反ポリシー

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 前回審査時以降に、当協会は"公益認定申請"を行なった。その過程でホームページの更新(全面リニューアル)が必要となったため、2025年10月更新タイミングで通報窓口を整備し、 NF関係者等に周知した。 通報窓口は当協会ホームページ公開URL：http://boundtennis.or.jp/contact/に開示している (2) 「通報制度の運用に関する規程」は設けていないが、担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。	
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 現在、 通報制度の運用体制は、倫理委員会が担当することになっている。倫理委員会の構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。弁護士は費用負担の理由から配置していない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	（1）懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程第4条に定めている。 （2）懲罰制度における禁止行為等について定めているその処分規程を当協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/regulations/ に記載して周知をしている。 （3）処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分規程第8条に定めている。処分決定前に対象者から弁明の機会を確保する旨、処分規定の変更を2027年3月までに行う。 （4）処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを処分規程第9条に定めている。	10_倫理規程 11_処分規程
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	（2） 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	（1）処分規程に適正な処分のための措置を定めている。現在、処分審査については、倫理委員会が担当することになっている。倫理委員会の中立性確保のため、構成員に公認会計士、司法書士および学識経験者（専務理事・元広島大学助教授）を配置している。	10_倫理規程 11_処分規程 26_倫理委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を処分規程に定め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう、自動応諾条項を定めている。 (2) 自動応諾条項の対象事項には、広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限は設けていない。	10_倫理規程 11_処分規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) 倫理規程および処分規程に、スポーツ仲裁の利用が可能であることを定めている。 倫理規程および処分規程は当協会ホームページ公開URL： http://boundtennis.or.jp/association/regulations/ にて公表し、周知している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 現在、危機管理については、倫理委員会が担当することになっている。 (2) 現在、危機管理マニュアルは策定していない。2027年3月を目途に検討し、危機管理規程などを策定する予定である。 (3) 危機管理マニュアルは策定していないものの、処分規程に不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルは策定していないものの、倫理規程および処分規程に外部長委員会の設置について一連の流れを含んでいる。	10_倫理規程 11_処分規程
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 過去4年間において、当協会内の不祥事は発生していないため、この項目は該当しない。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	（3） 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	（1） 過去、前身の協会を含め、当協会内に危機管理および不祥事対応を要する案件は発生していないため、外部調査委員会は設置しておらず、この項目は該当しない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1） 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	（1） 定款、登録規程、倫理規定、処分規定、年度事業計画を整備し、権限関係を明確にしている。 （2） 各都道府県協会の事業計画書、収支決算書、大会結果報告書を収集し、必要に応じて都道府県協会に組織運営、業務執行について指導助言をおこなっている。 （3） 各都道府県協会の組織運営、業務執行について、ブロック代表理事を通してあるいは直接助言及び支援を行っている。	12_定款 13_加盟団体規程 10_倫理規程 11_処分規程 35_都道府県協会決算収支報告書一覧 36_ブロック大会収支一覧表 37_大会収支福岡協会へのメール 38_協会収支新潟協会へのメール
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2） 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	（1） 都道府県協会に対しては、理事会・評議員会の議事録の開示、文書による通知等で、方針の伝達や情報提供を行っている。 また、ブロックおよび都道府県協会主催の指導者講習会に講師を派遣するなど支援を行い、役員によるブロック大会開催時の役員派遣時には、地方組織の運営者にガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関わる助言も行っている。	